

町長コラム 第168号

5月8日から、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ5類に変わります。

かかりつけのお医者さんに発熱で受診する場合は、電話をして受診の予約をお願いします。インフルエンザと違って感染力が強いため、感染者が病院内に入ると、他の患者さんや先生、看護師さんに感染する可能性もあり、診療がストップしてしまいます。

そのため、発熱時は予約をしてから受診するよう重ねてお願いします。

埼玉県では、『コロナ総合相談センター』を開設し、看護師が24時間体制で常駐対応します。発熱など、コロナと似た症状があり、受診できる医療機関を探しているかたは、『埼玉県指定診療・検査医療機関システム』から確認するか、下記へ連絡するようお願いいたします。

埼玉県コロナ総合相談センター
☎0570-783-770

また、医療費は無料（一部を除く）でしたが、今

発熱時のお医者さんのかかり方

後はインフルエンザと同様に一部負担が発生します。薬は高額なため、しばらくは公費負担です。

ワクチン接種について、65歳以上やリスクの高いかたなどは8月末までに1回、その後、1回接種することが推奨されています。該当するかたには、接種券を郵送しますので、希望されるかたは予約をしてから接種をお願いします。

さて、4月に入り新型コロナウイルス感染者が激減し、4月20日現在は5人でした。しかし、都内ではジワジワ増えているようです。

5月のゴールデンウィークを過ぎてどうなるか大変心配されます。引き続き感染対策をお願いします。

マスクの着用は、個人の判断となりました。役場では、心配される住民のかたもいますので、接客する職員は当分の間マスクを着用します。特定健診時などの一度に大勢のかたが受診するケースでは、マスクの着用をお願いする場合があります。

ただし、暑い日は熱中症にならないよう、屋外や人との距離が保てる場合は、マスクを外すことも忘れないようお願いします。

特設人権相談所を開設します

人権に関することで、困りごとや悩みごとはありませんか。

人権擁護委員さんが、個別にお話を聞き、皆さんの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心して相談にお越しください。

【日時】 6月1日(木)
受付 午後1時30分～4時
【場所】 美里町役場 1階 第1会議室

人権擁護委員さんは、法務大臣から委嘱され、人権相談や人権の考えを広める活動をしているかたがたです。

問合せ＝総務課 庶務係 ☎76-1115

特設行政相談所を開設します

行政サービスに関することで、困りごとや要望などがありましたら、行政相談委員にご相談ください。

秘密は守られますので、安心して相談にお越しください。

【日時】 6月1日(木)
受付 午後1時30分～4時
【場所】 美里町役場 1階 第2会議室

行政相談委員さんは、総務大臣から委嘱され、皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談を受け、助言や関係機関への通知などを行っています。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

結婚新生活支援事業

町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの新生活を始めるための費用を一部助成します。



◎対象者

令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件をすべて満たす世帯

○直近の所得証明書で確認できる夫婦の合計所得金額が500万円未満

※貸与型の奨学金を返済している場合は、返済額を合計所得金額から控除します。

○婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下

○夫婦ともに町内の同一物件に住居登録があるかた

○夫婦ともに町税などを滞納していないかた

○補助金の交付から3年以上町内に居住する意思があるかた

○他の公的補助による家賃補助を受けていないかた

◎補助金額

1世帯あたり**30万円**（上限）

◎対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に結婚を機に生じた費用

○新たに町内の住宅を取得した際の費用

○町内の住宅物件を賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料

※夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、手当分を除きます。

○町内の物件の改修に要した費用

○婚姻に伴う引越しに要した費用（引越業者または運送業者への支払い）

◎交付申請について

詳細は、町ホームページをご覧ください。交付申請の手続きは、令和6年3月29日(金)までです。



ホームページ
QRコード

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

美里町タクシー利用料金補助事業の申請はお済みですか？

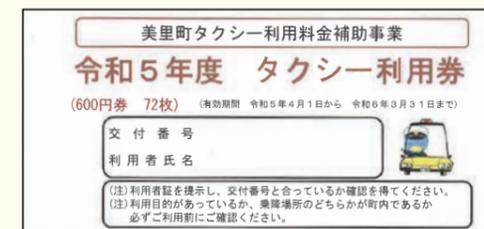
町では、自動車運転免許証を返納したかたなどの日常生活の移動手段を確保するため、「タクシー利用料金補助事業」として、タクシー券を交付しています。

令和5年度の申請がまだお済みでないかたは、お早めに福祉課へ申請をお願いします。

利用券の額など

交付限度枚数＝72枚（600円券）43,200円分

※年度途中で申請したかたは、当該年度の残りの月数（申請月を含む）に6枚を乗じた枚数となります。（5月に申請した場合は6枚×11か月分＝66枚）



使用限度 1回の乗車につき5枚（3,000円）まで
利用目的 美里町を発着とする通院、通所、買物、公共施設、金融機関、駅への移動のみ
対象者 自動車運転免許証の交付を受けていないかた（40歳以上）など
問合せ 福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

